



中小企業等組合の政治的中立の原則について

Question

中小企業等協同組合法（「以下中協法」）第5条第3項には「組合は、特定の政党のために利用してはならない」との規定があります。この規定は、組合の政治活動を一切禁止しているものと解釈すべきでしょうか。

また、その趣旨に反しない限り、組合の役職員の政治活動や、公職の候補者となることについては禁止事項に該当しないのでしょうか。

Answer

中協法第5条は、中協法に基づいて設立される組合が備えていなければならない基準と運営上守るべき原則を規定したものであり、第1項で基準を、第2項及び第3項で原則を示しています。

中協法第5条第3項「組合は、特定の政党のために利用してはならない」の規定は、通称政治的中立の原則と称されるものです。

これは、中小企業者等が共同して事業を行う組織である組合が、経済団体という基本的性格を逸脱して政治団体化し、特定の政党の党利党略に利用されることを禁止するものです。

つまり、本規定は、組合の外部勢力により、あるいは組合内部の少数者によって、組合が政治目的のために悪用されることを防止するもので、例えば総会等で特定候補者の支持を決議し、その者への投票を組合員に強制すること等を禁じているものと解

されます。

ただし、組合の健全な発展を図るための、例えば国会等への建議、陳情等までも禁止するものではありません。

組合の役職員の政治活動や、公職の候補者となることについては、本条の趣旨に反することなく、個人の立場で政治活動を行い、又は公職選挙に立候補することは何ら差し支えなく、憲法上認められた国民の権利として当然のことと考えられます。

ただし、「組合の名において」特定の公職選挙の候補者（組合の役職員が候補者である場合を含む）を推薦すること、又は総会等において特定の候補者の推せんや特定政党の支持を議決することなどは、本規定の趣旨に反することになります。